

5 長社第 7 2 0 4 号
令和 5 年 8 月 3 0 日

有料老人ホーム 施設長
サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

有料老人ホーム情報の提出について(依頼)

日頃より、高齢者福祉行政の円滑な推進につきましては、御協力を賜り感謝申し上げます。
「長崎県有料老人ホーム設置運営指導要領」第 11 条の規定により、有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録をする有料老人ホーム含む(以下同じ))の設置者は、毎年 7 月 1 日現在の有料老人ホーム情報を知事へ報告することとなっています。
つきましては、下記により、期限までにご提出いただきますようお願いいたします。
なお、提出いただいた有料老人ホーム情報につきましては、介護サービス情報公表システム(以下「情報公開システム」という。)で公表することとしておりますので申し添えます。

記

1 提出書類

(1) 有料老人ホーム重要事項説明書(令和 5 年 7 月 1 日現在)

(様式 別添 1、2 介護サービス等の一覧表を含む)

昨年度から、情報公表システムで公表することとなりましたので、システムへのアップロードのため EXCEL 様式でのみ受付を行うこととさせていただきます。

以下のホームページから様式をダウンロードして作成をお願いします。

(2) 有料老人ホーム情報開示等一覧表(第 8 号様式)(令和 5 年 7 月 1 日現在)

(3) 有料老人ホーム事業にかかる直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表(任意様式)

(4) 他業を営んでいる場合には、他業にかかる直近の事業年度の貸借対照表・損益計算書等の財務諸表(任意様式)

(1) 及び (2) については、下記長寿社会課ホームページに様式を掲載していますのでご利用ください。

長崎県HP>組織で探す>長寿社会課>高齢者施設・介護事業所等に関する情報>有料老人ホーム情報
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shisetsujoho/yuryo/>

2 提出期限 令和 5 年 9 月 2 2 日(金)必着

3 提出方法 電子メール

担当者のメールアドレス宛て電子メールでご回答をお願いします。

提出先: yoshimoto-keiko@pref.nagasaki.lg.jp

裏面へ続く

4 その他

(1) 情報公表システムでの公表について

- ・情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されたことから、提出いただいた重要事項説明書の情報は、当システムにより公開させていただくことといたします。
- ・介護付き有料老人ホームについては、既に情報公表システムにおいて公表されておりますが、検索の利便性の観点や、有料老人ホームの類型によって情報量が異なることから、従来の特設施設入居者生活介護としての公表に加え、生活関連情報(有料老人ホーム)での公表を行います。
- ・有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」から定期的に転送される情報により、生活関連情報の中に情報が掲載されますので、生活関連情報(有料老人ホーム)での情報公表は行いません。

(2) 有料老人ホーム重要事項説明書(Excel様式)について

- ・提出していただくExcel様式には、長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する「重要事項説明書」の項目のほか、情報公表システムへ掲載するために必要な項目(取り込み種別、被災確認事業所番号、市町村コード、備考欄)が追加されております。これらの項目は、システム上では公表されない情報となっております。
- ・災害時の被害状況の迅速な把握・共有のため、情報公開システムに災害時情報共有機能が追加されました。それに伴い「被災確認事業所番号」を別途通知しておりますので、ご確認の上うえ記載をお願いします。

(3) 日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について

- ・有料老人ホームの居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益に繋がることも懸念されることから、別添「日本放送協会との放送受信契約の入居者への説明について」のとおり令和5年5月15日付で厚生労働省老健局高齢者支援課から事務連絡が発出されております。現在の重要事項説明書において説明がない場合は、今後、「6. 利用料金(利用料金の算定根拠)」に追加する等の適切な対応をお願いします。

〒850-8570

長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部長寿社会課

施設・介護サービス班 吉本・平澤

TEL : 095-895-2436

FAX : 095-895-2576

【別添】

事務連絡
令和5年5月15日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |
| 中核市 |

 老人福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について

平素より老人福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、日本放送協会（以下「NHK」という。）において、受信料の値下げや免除対象の拡大、割増金制度の開始等の制度変更が実施されますが、こうした中で、有料老人ホームの入居者やそのご家族等（以下「入居者等」という。）からもNHKに対し、受信契約の可否や必要な手続き等に対する問合せが増加しているところです。

つきましては、入居者等に対する不利益防止等の観点から、下記の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村並びに有料老人ホームへの周知をお願いします。

なお、本事務連絡は、NHKと協議済みであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 契約手続きにおける入居者等への説明について

重要事項説明書については「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）において、「入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること」とされています。

有料老人ホームの居室にTVを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益に繋がることも懸念されることから、入居者に対し「NHK受信料の窓口」を案内する等、有料老人ホーム運営事業者に対し適切に助言を行っていただくようお願いします。

また、居室にテレビを設置した場合は、入居者による手続きが必要となる旨を重要事項説明書の様式・ひな形に明記することも有効であると考えられます。

2. 福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等への記載について

各自治体で作成・配布している福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等において、NHK放送受信料の減免手続きを紹介していただいている場合もありますが、

例えば、「NHK受信料の窓口」のアドレスやQRコードを掲載することも自治体窓口の負担軽減に資すると考えられることから検討をお願いします。

○「NHK受信料の窓口」のホームページアドレス及びQRコード

- ・ホームページアドレス：<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>
- ・QRコード：



3. 自治体・有料老人ホームへのNHKからの各種案内について

本事務連絡の発出後、内容の説明のため各自治体の老人福祉主管部局に対しNHKから相談・連絡があるほか、公益社団法人 全国有料老人ホーム協会を通じて会員法人宛にNHKの有料老人ホーム向けチラシ（別添）等が配布される予定であるので、御了知ください。

以上

(担当)

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

高齢者居住支援係長 松本

TEL : 03-5253-1111 (内線 3981)

E-mail : kourei-juutaku@mhlw.go.jp